

令和 8 年第 3 回大玉村議会定例会会議録

第 1 日 令和 8 年 6 月 1 6 日（火曜日）

1. 応招（出席）議員は次のとおりである。

1 番 三 瓶 賢 一	2 番 欠 番	3 番 渡 邊 初 治
4 番 菅 原 貴 子	5 番 渡 邊 啓 子	6 番 斎 藤 信 一
7 番 松 本 昇	8 番 本 多 保 夫	9 番 佐 原 佐 百合
1 0 番 須 藤 軍 蔵	1 1 番 武 田 悦 子	1 2 番 館 下 憲 一

2. 不応招（欠席）議員は次のとおりである。

な し

3. 地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため出席を求めた職員。

村 長 押 山 利 一	副 村 長 菅 野 大 佑
教 育 長 渡 辺 敏 弘	総 務 部 長 橋 本 哲 夫
住民福祉部長兼 福祉課長 安 田 春 好	産業建設部長 渡 辺 雅 彦
教 育 部 長 後 藤 隆	総 務 課 長 鈴 木 真 一
企画財政課長 渡 辺 一 樹	税 務 課 長 三 瓶 隆 弘
住民生活課長 安 田 敏	保 健 課 長 町 田 弘 江
産 業 課 長 藤 田 良 男	建 設 課 長 遠 藤 義 紀
参 事 兼 都市計画課長 杉 原 仁	参 事 兼 上下水道課長 伊 藤 寿 夫
会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長 菊 地 美 和	教育総務課長 鈴 木 裕 也
生涯学習課長 田 辺 将 裕	農 業 委 員 会 事務局 長 佐 藤 雅 俊

4. 本会議案件は次のとおりである。

会議録署名議員の指名

会期の決定

諸般の報告

行政報告

議案の一括上程（議案第 3 0 号から議案第 4 3 号及び報告第 1 号）

議案第 3 0 号 大玉村税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求める
ことについて

議案第 3 1 号 令和 7 年度大玉村一般会計補正予算の専決処分の承認を求める
ことについて（3 月専決）

議案第 3 2 号 大玉村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第 3 3 号 平成 2 3 年東日本大震災による被災者に対する村民税、固定資

産税及び国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する
条例について

議案第 34 号 大玉村社会教育委員設置条例の一部を改正する条例について

議案第 35 号 大玉村介護保険条例の一部を改正する条例について

議案第 36 号 アットホームおおたま設置条例の一部を改正する条例について

議案第 37 号 令和 8 年度大玉村一般会計補正予算について

議案第 38 号 令和 8 年度大玉村国民健康保険特別会計補正予算について

議案第 39 号 令和 8 年度大玉村介護保険特別会計補正予算について

議案第 40 号 令和 8 年度大玉村水道事業会計補正予算について

議案第 41 号 大玉村立小中学校学習用タブレット端末購入に係る物品売買契
約について

議案第 42 号 村道路線の認定について

議案第 43 号 大玉村農業委員会委員の任命について

報告第 1 号 令和 7 年度大玉村繰越明許費に係る繰越計算書について

提案理由の説明

請願・陳情について（委員会付託）

5. 本会の書記は次のとおりである。

議会事務局長 矢崎由美、書記 齋藤智、鈴木理恵、佐藤光一郎

会 議 の 経 過

○議長（舘下憲一） おはようございます。令和8年第3回6月定例会が招集されましたところ、出席ご苦労さまでございます。ただいまの出席議員は、11名全員であります。定足数に達しておりますので、令和8年第3回大玉村議会6月定例会を開会いたします。

なお、教育総務課長、鈴木裕也君より欠席する旨の届出がありましたので、ご報告申し上げます。

（午前10時00分）

◇

◇

◇

○議長（舘下憲一） 開議に先立ちまして、議会の運営に関する基準173の規定により、副村長の紹介を村長からお願いいたします。村長。

○村長（押山利一） 既に皆さんご存じですが、初めての議会ということで、改めて4月から県のほうから派遣をいただいた副村長、菅野大佑君、ご紹介を申し上げます。

○副村長（菅野大佑） 今年度より副村長に着任をいたしました菅野大佑です。もとより微力ではございますが、大玉村の振興発展のため、全力を尽くす所存でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（舘下憲一） 副村長のあいさつが終わりました。

4月1日付職員の人事異動により、議会併任書記の異動がありましたので、議会の運営に関する基準173の規定により職員の紹介をいたします。

事務局長より紹介させます。議会事務局長。

○議会事務局長（矢崎由美） 議会関係の職員紹介。

○議長（舘下憲一） 職員の紹介が終わりました。

◇

◇

◇

○議長（舘下憲一） これより本日の会議を開きます。

◇

◇

◇

○議長（舘下憲一） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◇

◇

◇

○議長（舘下憲一） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、8番本多保夫君、9番佐原佐百合君を指名いたします。

◇

◇

◇

○議長（舘下憲一） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。10番。

○議会運営委員会委員長（須藤軍蔵） おはようございます。

令和8年第3回6月定例会に当たりまして、さきに閉会中の継続調査といたしておりました今期定例会の会期日程等について、去る6月12日午前9時より第1委員会室におきまして議会運営委員会を開催し、調査をいたしましたので、その経過と結果

について、以下、ご報告を申し上げます。

委員会は、議長出席の下、渡邊初治委員欠席のほか全委員が出席し、さらに当局から総務部長、総務課長、企画財政課長の出席を求め、提出議案の概要の説明を受け、会期及び会議日程等について、次のように決定をいたしました。

今期定例会に提出されます事件は、村長提出の議案等15件で、その内容は、専決処分の承認案2件、条例改正案5件、補正予算案4件、契約案件1件、人事案件1件、その他1件及び報告1件であります。

また、今期定例会の一般質問者は7名であります。

以上のことから、会期につきましては、本日6月16日から19日までの4日間と決定をいたしました。

また、日程、会議区分及び議事内容につきましては、

本日16日 本会議 村長の行政報告、議案の一括上程、提案理由の説明、請願及び陳情の委員会付託、委員会

6月17日 議案調査のため休会

6月18日 本会議 一般質問 6名、質問の順番は、渡邊啓子議員、佐原佐百合議員、斎藤信一議員の順とし、その他の議員は通告順とすること。

6月19日 本会議 一般質問 1名、議案審議、付託事件の委員長審査報告及び審議、閉会中の継続調査申出

という日程で行います。

以上のように、委員会として出席の全委員の一致をもって決定をいたしましたので、何とぞご審議の上、ご賛同を賜りますようお願いを申し上げまして、報告いたします。

○議長（館下憲一） お諮りいたします。

会期については、ただいま議会運営委員会委員長報告のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（館下憲一） 異議なしと認めます。

よって、会期については、ただいま議会運営委員会委員長報告のとおり決定しました。

◇

◇

◇

○議長（館下憲一） 日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告につきましては、例月出納検査報告について、今定例会までに受理した請願・陳情の報告について、説明員の報告についてであり、内容は配付いたしました報告書のとおりであります。

◇

◇

◇

○議長（館下憲一） 日程第4、村長より行政報告を求めます。村長。

○村長（押山利一） ご苦勞さまでございます。

本日、第3回定例会の招集をお願いいたしましたところ、議員の皆様方には何かとご多忙の中ご出席を賜り、提出案件のご審議を賜りますこと、感謝を申し上げます。

今次定例会に当たり、現時点における本年度の事務事業につきましては、お手元に配付の別紙をもって行政報告とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（舘下憲一） 行政報告が終わりました。

◇

◇

◇

○議長（舘下憲一） 日程第5、議案第30号から議案第43号及び報告第1号を一括上程いたします。

事務局職員に議案を朗読させます。事務局。

○書記（鈴木理恵） 別紙議案書により朗読。

○議長（舘下憲一） 事務局職員の朗読が終わりました。

◇

◇

◇

○議長（舘下憲一） 日程第6、村長より提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（押山利一） 本定例会における提出議案は、専決処分2件、条例改正案5件、補正予算案4件、契約案件1件、人事案件1件、その他1件、報告1件、合わせて15件であります。

それでは、議案第30号、大玉村税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて説明申し上げます。

本案につきましては、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）が令和8年3月31日に公布され、原則として同年4月1日から施行されたことに伴い、大玉村税条例について改正が必要となったため、令和8年4月1日付で本条例の一部を改正する条例を専決処分したのでご報告し、承認を求めるものであります。

今回の改正は、軽自動車税環境性能割の廃止と住宅ローン減税をはじめとする住宅関連税制の延長、拡充が主なものとなっております。

改正の内容について申し上げます。

第18条の3、第19条、第80条、第81条、第82条から第91条につきましては、軽自動車税環境性能割の廃止に伴い、「種別割」を削除し、「軽自動車税」へと名称を統一するもので、第81条の3から第81条の8については、同様の理由から条文を削除するものであります。

第36条の3の3につきましては、公的年金受給者の扶養親族申告書に関して、提出義務範囲の見直しにより、対象規定を整備するものであります。

第63条につきましては、家屋と償却資産の免税点の見直しを行うものであり、固定資産税の課税標準額について、家屋について30万円、償却資産については180万円へ免税点の引上げを行うものであります。

附則第6条につきましては、医療費控除のうちセルフメディケーション税制について規定しており、令和9年度までとしていたものに対し、適用期限を撤廃するものであります。

附則第7条の3につきましては、住宅ローン控除の居住開始年を引き続き令和12年度までへ5年間延長するものであり、控除期間は新築住宅及び一部の既存住宅で最長13年間とする旨を定めるものであります。

附則第8条につきましては、肉用牛の売却による事業所得に係る村民税の課税の特例について規定しており、適用期間をさらに3年間延長するものであります。

附則第10条の2につきましては、高齢者、障害者の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する特別特定建築物に該当する家屋のうち、令和10年度までに政府の補助を受け、建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する旨証明を受けたものに関しては、特例措置が講じられる旨の規定が新たに創設されました。その他は、地方税法附則の項ずれを反映する改正であります。

附則第16条の3から附則第20条の3までは、それぞれ村民税の分離課税に関する規定であり、地方税法附則の改正に伴うものであります。

なお、附則第17条の2第4項につきましては、地滑り防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、浸水被害防止区域等のいわゆる災害レッドゾーンに関する土地の譲渡に対しては特例措置を対象外とする旨の規定を新たに追加し、附則第19条の3につきましては、特定暗号資産等の譲渡について規定するもので、他の所得等と区分し、村民税の分離課税として取り扱う旨の規定を新たに整備するものであります。

次に、附則第1条では施行期日を、附則第2条から第5条では、村民税、固定資産税及び軽自動車税に関する経過措置について定めるものであります。

以上、地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告をし、承認を求めるものであります。

次に、議案第31号、40ページをお開きください。

令和7年度大玉村一般会計補正予算の専決処分の承認を求めることについて（3月専決）。

今回の補正は、国の補正予算である物価高対応子育て応援手当の給付に不足が見込まれるため、令和8年3月25日をもって専決処分による補正予算を編成したものであります。

別紙のあれですね。

それでは、補正予算書1ページをお開きください、専決処分の。

第1条では、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ100万円を追加し、予算の総額を60億3,287万9,000円とするものであります。

3ページをお開き願います。

第2条では、3ページに記載のとおり、年度末までに竣工の見込みがない2事業について、繰越明許の処理を取るものであります。

10ページをお開きください。

款3民生費の児童手当支給に要する経費は、物価高対応子育て応援手当100万円の補正計上であります。

以上、地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分をしたので、同条第

3 項の規定により報告をし、承認を求めるものであります。

それでは、議案書のほうにお戻りください。

議案第 3 2 号、大玉村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について申し上げます。

4 2 ページからですね。

本案につきましては、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（令和 8 年政令第 2 号）が令和 8 年 1 月 1 5 日に公布され、令和 8 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、所要の改正を行うとともに、令和 8 年度国民健康保険税本算定課税に係る税率の改正を行うものであります。

政令の関係部分の改正内容について申し上げます。

社会保険方式を採用する医療保険制度において、被保険者の保険負担に一定の限度額を設けており、その額は政令で定められております。

国民健康保険税の課税限度額につきましては、令和 7 年度に 3 万円引き上げられたところではありますが、基礎課税の課税限度額が 6 6 万円から 6 7 万円に引き上げられ、新たに子ども・子育て支援金等課税の課税限度額が 3 万円と設けられました。

また、低所得者に対する軽減措置について、軽減判定基準の算定における被保険者の数に乗すべき金額を、5 割軽減については 3 0 万 5, 0 0 0 円から 3 1 万円に、2 割軽減については 5 6 万円から 5 7 万円にそれぞれ引き上げられました。

この改正を受け、第 2 条第 2 項の基礎課税額の上限を 1 万円引き上げ 6 7 万円に、第 2 1 条第 1 項第 2 号の 5 割軽減の判定基準では、軽減判定所得の算定における被保険者の数に乗すべき金額について 5, 0 0 0 円を引き上げ 3 1 万円に、同第 3 号の 2 割軽減の判定基準では 1 万円を引き上げ 5 7 万円とするものであります。

なお、税額算定の案分率である所得割の税率、均等割額及び平等割額については、医療費が増加傾向にある中、将来にわたる医療費の増嵩に対応するため、少しずつでも引き上げていくことが必要とされるところですが、令和 2 年度から令和 6 年度にかけてはほぼ据置きとし、基金取崩しにより補填を行ってきた結果、基金の残高が年々減少する傾向にありました。

令和 8 年度において、課税標準額が前年度から大きく増加したため、今後の国保運営の基盤を確保するため、基金の回復を図るとともに、令和 1 1 年度に税率が県に統一されること等を踏まえ、所得割を 1 0. 8 2 % から 1 1. 2 6 % に、均等割を 4 万 2, 8 0 0 円から 4 万 7, 0 0 0 円に、平等割を 3 万 4, 2 0 0 円から 3 万 4, 6 0 0 円にそれぞれ引き上げることといたしました。

これにより算定した結果、国民健康保険事業費納付金が 1 4. 0 % 減少し、課税標準額が 1 9. 7 % 増加していることから、1 人当たりの算定額が 1 万 5, 1 8 2 円増加し、1 2. 7 % の増、1 世帯当たりの算定額は 2 万 4, 1 1 6 円増加し、1 3. 2 % の増となったところであります。

次に、議案第 3 3 号、5 3 ページになります。

平成 2 3 年東日本大震災による被災者に対する村民税、固定資産税及び国民健康保

険税の減免に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案につきましては、平成 23 年東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の免除措置等に対する国の財政支援が延長され、令和 8 年度においても措置されることとなり、条例改正の必要が生じたことから、本条例の一部を改正する条例を定めるものであります。

改正の内容について申し上げます。

国民健康保険税に係る減免規定に第 4 条の 15 を新たに追加するもので、減免の内容につきましては、上位所得層を除く被保険者で、平成 29 年中に指定が解除された旧避難指示区域等に居住していたため避難を行っている世帯は半額を、帰還困難区域及び上位所得層を除く被保険者で、平成 30 年以降に指定が解除された旧避難指示区域等に居住していたため避難を行っている世帯は全額を、それぞれ令和 8 年度の国民健康保険税から減免するものであります。

なお、これら規定により減免する国民健康保険税相当額については、令和 8 年度の特別調整交付金により財政支援を受けることとなります。

附則では、施行期日等について定めるものであります。

次に、議案第 34 号、56 ページになります。

大玉村社会教育委員設置条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案につきましては、大玉村社会教育委員設置条例の第 2 条、委員の定数について、現行 11 名、おおたま学園長などの充て職の代表 8 団体 8 名、施設利用者代表 1 名、学識経験者 2 名となっておりますが、令和 8 年 3 月末をもって代表 1 団体、磐青の会が解散されることに伴い、充て職 1 団体が減となります。

今後の委員の確保や安達地方社会教育委員連絡協議会の会員数、二本松市、委員 9 名、本宮市、委員 10 名の調整等も含め、委員の定数を見直し、11 名から 10 名以内へ、本条例の一部を改正する条例を定めるものであります。

附則では、施行期日について定めるものであります。

次に、議案第 35 号、大玉村介護保険条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案につきましては、介護保険法施行令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 420 号）の施行に伴い、非課税世帯から課税世帯となるものに対し、保険料増額の激変を緩和するため、令和 8 年度に限り特例減免を行うものであります。

次に、議案第 36 号、アットホームおおたま設置条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案につきましては、アットホームおおたまの入浴料金の上限額について改正するものであります。

アットホームおおたまの入浴料金につきましては、設置条例により大人 1 回 500 円以内と定められております。今般、ボイラー燃料をはじめとした光熱費や人件費等の高騰により、入浴の提供に要する費用が増加している状況にあります。また、近隣の温泉入浴施設においては料金の見直しをすることも見受けられます。

本条例では、今後の社会情勢に柔軟に対応した適切な料金での入浴を提供するために上限額の改正をするものであります。

なお、子ども料金、回数券料金につきましても同様に改正するものであります。

続きまして、議案第37号から議案第40号、令和8年度各会計補正予算について、概要のみ申し上げ、詳細につきましては総務部長に説明をさせます。

それでは、議案第37号、令和8年度大玉村一般会計補正予算について申し上げます。

一般会計の補正予算の説明書をお開きください。

補正予算書1ページをお開き願います。

今回の補正は、緊急性、重要性を勘案した予算の編成をしたものであり、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ2億8,351万4,000円を追加し、予算の総額を52億8,441万3,000円とするものであります。

第2条では、4ページに記載のとおり、地方債の補正について定めたものであります。

次に、議案第38号、25ページですか、令和8年度大玉村国民健康保険特別会計補正予算について申し上げます。

25ページで、今回の補正は、本年度における保険税や各種納付金等の精査を行い、その結果に基づき調整を行ったものであります。

本算定に基づく保険税につきましては、国民健康保険被保険者数や世帯数が減少し、課税標準額が米価の上昇等、農業所得の回復により大きく伸びる中で、令和8年度より子ども・子育て支援納付金の新設され、賦課限度額が引き上げられたこと及び令和11年度からの統一税率を目標に毎年平準化した税率とするため、所要の措置を講じた予算の編成をしたものであります。

この結果、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ135万7,000円を追加し、予算の総額を7億9,832万5,000円とするものであります。

次に、議案第39号、令和8年度大玉村介護保険特別会計補正予算について申し上げます。

33ページをお開きください。

今回の補正は、国庫負担金等の交付決定に伴い予算の編成をしたものであり、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ180万1,000円を追加し、予算の総額を9億1,947万円とするものであります。

次に、議案第40号、令和8年度大玉村水道事業会計補正予算について。

41ページをお開きください。

補正予算第2条は、予算第3条に定めた収益的支出の水道事業費用の総額を変えない予算編成をするものであります。

次に、議案第41号、大玉村立小中学校学習用タブレット端末購入に係る物品売買契約について申し上げます。

国のGIGAスクール構想の実現のため、令和2年度に村内の小中学校に1人1台

端末を整備したところですが、故障の増加やバッテリーの耐用年数が迫るなどしており、国のGIGAスクール構想第2期を念頭に、1人1台端末を活用した学びのより一層の拡充に向け、端末を更新する必要があります。

端末整備の効率的な執行を図る観点から、福島県教育委員会及び県内59市町村教育委員会により構成するふくしまGIGAスクール推進協議会において県域での共同調達を行うため、公募型プロポーザル方式で調達業者の選定を行った結果、共同体名、株式会社エフコムが最優秀提案者となり、同社と6月3日に随意契約により5,549万5,000円で購入仮契約を締結したものであります。

購入物品は、タブレット端末及び基本パッケージ一式と運搬費、設置・備付け費で、児童生徒分、予備機及び教師分を合わせて1,009台、納期は令和8年10月1日を予定しております。

以上、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第42号、これは議案書のほうにお戻りください。

村道路線の認定について。

行屋2号線につきましては、住宅団地の開発道路を村に帰属するため、道路法第8条第2項の規定に基づき路線を認定するものであります。

薄黒内5号線につきましては、現在、法定外道路となっているものを住宅敷地への接道として使用するため、道路法第8条第2項の規定に基づき路線を認定するものであります。

次に、議案第43号、大玉村農業委員会委員の任命について申し上げます。

本案につきましては、現行農業委員会委員の任期満了に伴う新たな委員の任命に伴い、大玉村玉井字大橋113番地、渡藤康男氏ほか8名につきまして、人格、見識ともに最適任者であることと認め、大玉村農業委員会委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお、当委員の任期につきましては、令和8年7月20日から令和11年7月19日までの3年間です。

報告第1号、令和7年度大玉村繰越明許費に係る繰越計算書については、資料をご覧ください。

以上のとおり提案理由の説明を申し上げます。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（館下憲一） 総務部長。

○総務部長（橋本哲夫） 命により、議案第37号から議案第40号、令和8年度各会計補正予算についてご説明申し上げます。

補正予算書をご準備ください。

それでは、議案第37号、令和8年度大玉村一般会計補正予算について、歳出から

ご説明申し上げますので、１２ページをお開き願います。

款２総務費は、総額１，１０９万６，０００円の補正計上であります。

以下、主な事務事業等について申し上げます。

中段の財産管理費の事項①庁舎等の維持管理に要する経費は、企画財政課で集中管理している公用車１台の購入費２８０万円など、合わせて３４０万円の補正計上であります。

同じく中段、企画費の事項①企画事務に要する経費は、各地区の集会所の修繕や除却等に要するコミュニティ施設整備事業補助金３００万円の補正計上であります。

下段の基金費の基金の積立に要する経費は、二本松信用金庫から寄附があった企業版ふるさと納税寄付金を基金に積み立てる経費１１５万円の補正計上であります。

１４ページをお開き願います。

款３民生費は、総額６４９万７，０００円の補正計上であります。

中段の老人福祉費の事項①職員人件費等、老人福祉に係る共通経費は、介護保険システム改修に要する経費や低所得者に対する保険料軽減分の介護保険特別会計繰出金５５８万７，０００円の補正計上であります。

１６ページをお開き願います。

款６農林水産業費は、総額１，２４７万３，０００円の補正計上であります。

中段の農業振興費の事項①農業振興に要する共通経費は、追加要望のあった農業機械等共同利用整備事業補助金１０８万６，０００円や、中山間地域での特産品開発を目的とした農業振興公社支援事業補助金１４１万円など、合わせて３４９万６，０００円の補正計上であります。

下段の地域農政推進対策費の事項④地域魅力向上・発信支援事業に要する経費は、国庫補助金等を活用して昨年に引き続き実施する大玉村を知りたい・行きたいプロジェクト事業で、モニターツアー等の実施に要する経費８８０万円の補正計上であります。

款７商工費は、総額１，１１７万６，０００円の補正計上であります。

下段から１８ページにかけての観光費の事項①観光の振興に要する経費は、村産品の開発や販路開拓などのための地域活性化起業人に要する経費を含め、合わせて１，１１７万６，０００円の補正計上であります。

款８土木費は、総額１億４，２５１万６，０００円の補正計上であります。

上段の道路維持費の事項①道水路維持に要する経費は、緊急自然災害防止対策事業債を活用した道路等維持補修工事費１億円の補正計上であります。

中段の都市計画総務費の事項②地域整備に要する経費は、大玉中央工業団地予定地で昨年度実施した地質調査の結果に基づき、地域全体の土質の分布状況を把握するための地質調査業務委託料１，００９万８，０００円など、合わせて４，１９９万４，０００円の補正計上であります。

下段の事項③スマートＩＣ等の整備に要する経費は、ＮＥＸＣＯ東日本で一括発注するスマートＩＣ等整備事業の大玉村分負担金５，２００万円の組替えによる補正計

上であります。

20ページをお開き願います。

款9消防費の災害対策費の災害対策に要する経費は、9月6日に予定している防災フェア開催に要する経費36万6,000円の補正計上であります。

款10教育費は、総額9,582万3,000円の補正計上であります。

下段の学校管理費の中学校の管理運営に要する経費は、中学校体育館の空調設備設置工事費8,800万円の補正計上であります。

22ページをお開き願います。

下段、款14予備費は、財源を調整し356万7,000円の補正計上であります。

続きまして、歳入についてご説明を申し上げますので、8ページをお開き願います。

款11地方交付税は、大玉村を知りたい・行きたいプロジェクト事業に充当となる震災復興特別交付税交付金で440万円の補正計上であります。

款15国庫支出金の民生費国庫負担金は、低所得者保険料軽減強化事業費249万2,000円の補正計上であります。

総務費国庫補助金は、大玉村を知りたい・行きたいプロジェクト事業に充当となる福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援）440万円、土木費国庫補助金は、スマートIC等整備事業負担金に充当となる高規格道路・ICアクセス道路等整備費25万円の補正計上であります。

中段の款16県支出金の民生費県負担金は、低所得者保険料軽減強化事業費124万6,000円の補正計上であります。

総務費県補助金は、土地利用規制対策費交付金が1,000円の減額計上、土木費県補助金は、大玉中央工業団地の地質調査業務委託料などに充当となる市町村工業団地開発支援事業費1,880万円の補正計上であります。

下段の土木費委託金は、一級河川管理費2万2,000円の補正計上であります。

下段から10ページにかけての款18寄付金は、個人1名からの一般寄付金29万9,000円、法人1社からの企業版ふるさと納税寄付金115万円、2団体からの学校教育費寄付金35万6,000円の補正計上であります。

款19繰入金は、財政調整基金取崩しで5,000万円の補正計上であります。

中段の款21諸収入は、神原田組集会所建築に係るコミュニティ施設整備事業補助金に充当となるコミュニティ助成事業助成金960万円の補正計上であります。

款22村債の土木債は、道路維持補修等工事に充当となる緊急自然災害防止対策事業債1億円、教育債は、大玉中学校体育館空調設備設置工事に充当となる緊急防災・減災事業債8,800万円、総務債は、ハイブリッド車購入費に充当となる脱炭素化推進事業債250万円の補正計上であります。

以上、大玉村一般会計補正予算についてご説明を申し上げました。

続きまして、議案第38号、令和8年度大玉村国民健康保険特別会計補正予算についてご説明を申し上げます。

歳出よりご説明を申し上げますので、30ページをお開き願います。

款３国民健康保険事業費納付金の医療給付費分は４４万２，０００円の減額計上、後期高齢者支援金等分は１７万６，０００円、介護納付金分は８万８，０００円、子ども・子育て支援金分は３８万７，０００円それぞれ補正計上であります。これらはいずれも県納付金の納付額確定に基づく計上であります。

予備費は、財源を調整し１１４万８，０００円の補正計上であります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、２８ページをお開き願います。

款１国民健康保険税の国民健康保険税は、医療給付費分は１，２７３万円の補正計上、介護納付金分は３１５万１，０００円、後期高齢者支援金分は８５０万２，０００円のいずれも減額計上、子ども・子育て支援金分は２８万円の補正計上であります。

以上、大玉村国民健康保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

続きまして、議案第３９号、令和８年度大玉村介護保険特別会計補正予算について、歳出よりご説明申し上げますので、３８ページをお開き願います。

款１総務費は、システム改修業務委託料９６万８，０００円の補正計上であります。

款４地域支援事業費は、地域包括支援センター業務委託料４９万９，０００円など、合わせて６０万９，０００円の補正計上であります。

款７諸支出金は、第１号被保険者保険料還付金１７万５，０００円の補正計上であります。

款８予備費は、財源を調整し４万９，０００円の補正計上であります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、３６ページをお開き願います。

款１介護保険料は、低所得者保険料軽減強化事業の取組により、特別徴収保険料で４５４万円、普通徴収保険料で３０万５，０００円といずれも減額計上であります。

款３国庫支出金の地域支援事業交付金は２３万４，０００円、介護保険事業費補助金は４８万４，０００円それぞれ補正計上であります。

款５県支出金の地域支援事業交付金は、１１万７，０００円の補正計上であります。

款７繰入金の地域支援事業繰入金は１１万７，０００円、その他一般会計繰入金は、システム改修費で４８万４，０００円、低所得者保険料軽減事業繰入金は４９万８，０００円それぞれ補正計上であります。

款９諸収入の雑入は、２２万４，０００円の補正計上であります。

以上、大玉村介護保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

続きまして、議案第４０号、令和８年度大玉村水道事業会計補正予算についてご説明を申し上げます。

まず、４２ページは、予算の実施計画であります。

４３ページからは、給与費明細書を掲載しております。

５０ページをお開き願います。

補正内容の明細書であります。

収益的支出の項１営業費用は、４月の人事異動に伴い、人件費の組替えを計上しております。

以上、大玉村水道事業会計補正予算についてご説明申し上げました。

以上のとおり、令和８年度各会計に係る補正予算について、提案理由の説明を申し上げます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（舘下憲一） 提案理由の説明が終わりました。

◇

◇

◇

○議長（舘下憲一） 日程第７、請願・陳情について、常任委員会付託を行います。

３月定例会以降、今定例会までに受理した請願・陳情は、お手元にお配りいたしました写しのとおり、陳情第４号の１件であります。

お諮りいたします。

議長から所管の常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（舘下憲一） 異議なしと認めます。

議長から所管の常任委員会に付託をいたします。

配付いたしております付託表のとおり、陳情第４号を総務文教常任委員会に付託いたします。

◇

◇

◇

○議長（舘下憲一） 以上で日程による議事が終了しましたので、本日の会議を閉じ、散会いたします。ご苦労さまでした。

（午前１０時４５分）